

【表3：地方自治法・同法施行令上の条例事項】

	条例事項	地方自治法等の 根拠条項	備考	
地方公共 団体の基 本的事項	都道府県以外の地方公共団体の名称の 変更	第3条第3項		
	地方公共団体の事務所の位置	第4条第1項・第3項	出席議員の3分の2 以上の同意	
	地方公共団体の休日	第4条の2第1項		
	市として具えるべき都市的施設その他 の都市としての要件	第8条第1項第4号	都道府県の条例	
	町としての要件	第8条第2項	都道府県の条例	
条例関係	義務の賦課又は権利の制限	第14条第2項		
	条例等の公布に関する事項	第16条第4項・第5項		
議会関係	都道府県の議会の議員の定数	第90条第1項	都道府県の条例	
	市町村の議会の議員の定数	第91条第1項	市町村の条例	
	町村総会	第94条	町村の条例	
	議会の議決の対象とする契約	第96条第1項第5号		
	議会の議決の対象としない財産の交換 等	第96条第1項第6号	第237条第2項も参照	
	議会の議決の対象とする財産の取得・ 処分	第96条第1項第8号		
	権利の放棄に関する特別の定め	第96条第1項第10号		
	重要な公の施設とその長期かつ独占的 な利用	第96条第1項第11号		
	議会の議決を経るべき事件の追加	第96条第2項		
	政務活動費の交付・政務活動費を充て ることができる経費の範囲・政務活動 費に係る収入及び支出の報告書の提出	第100条第14項・第15 項		
	定例会の回数	第102条第2項		
	通年会期（その始期及び定例日を含む）	第102条の2		
	委員会の設置、委員の選任その他委員 会に関し必要な事項	第109条第1項・第9 項		
	市町村議会の事務局	第138条第2項	市町村の条例	
	議会事務局の常勤の職員の定数	第138条第6項		
	附属機関の設置等	附属機関の設置等	第138条の4第3項・第 202条の3第1項	
		普通地方公共団体の出先機関の設置等	第155条	
普通地方公共団体の行政機関の設置等		第156条第1項・第2 項		

執行機関 関係	長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務	第 158 条第 1 項	
	副知事・副市町村長の不設置	第 161 条第 1 項	
	副知事及び副市町村長の定数	第 161 条第 2 項	
	職員の定数	第 172 条第 3 項	臨時・非常勤の職を除く
	選挙管理委員会の常勤の職員の定数	第 191 条第 2 項	
	監査委員の定数の増加	第 195 条第 2 項	
	議選監査委員の非選任	第 196 条第 1 項	
	市町村の監査委員の事務局の設置	第 200 条第 2 項	市町村の条例
	監査委員の事務局の常勤の職員の定数	第 200 条第 6 項	臨時の職を除く
	監査委員に関し必要な事項	第 202 条	
	労政事務所の設置	附則第 4 条第 2 項	都道府県の条例
地域自治 区関係	地域自治区の設置・地域自治区の事務所	第 202 条の 4 第 1 項・第 2 項	
	地域協議会	第 202 条の 5 第 4 項・第 202 条の 6 第 2 項・第 202 条の 7 第 2 項・第 202 条の 8	
給与関係	議員に対する期末手当の支給	第 203 条第 3 項	
	議員報酬・費用弁償・期末手当の額とその支給方法	第 203 条第 4 項	
	報酬の支給に関する特別の定め	第 203 条の 2 第 2 項	
	会計年度任用職員への期末手当の支給	第 203 条の 2 第 4 項	
	委員会の委員等の報酬・費用弁償・期末手当の額とその支給方法	第 203 条の 2 第 5 項	
	職員等の手当の支給	第 204 条第 2 項	
	職員等の給料・手当・旅費の額とその支給方法	第 204 条第 3 項	
	証人・参考人等に対する実費弁償	第 207 条	
	臨時選挙管理委員の給与	第 252 条の 17 の 10	
財務関係	特別会計の設置	第 209 条第 2 項	
	特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものの定め	第 218 条第 4 項	予算の弾力条項
	分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項	第 228 条第 1 項	
	分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関する過料	第 228 条第 2 項・第 3 項	
	使用料又は手数料の徴収に関する証紙	第 231 条の 2 第 1 項	

	による収入の方法		
	督促の手数料及び延滞金	第 231 条の 3 第 2 項	
	決算上の剰余金の基金への編入	第 233 条の 2 ただし書	
	財産の交換等又は適正な対価なくしての譲渡・貸付	第 237 条第 2 項	第 96 条第 1 項第 6 号
	基金の設置・管理	第 241 条第 1 項・第 8 項	
	長等の損害賠償責任の一部免責	第 243 条の 2 第 1 項	
	予算の執行状況等の公表	第 243 条の 3 第 1 項	
	長の調査等の対象となる法人等の範囲の定め	施行令第 152 条第 1 項第 3 号・第 4 項第 2 号	
	長期継続契約を締結することができる契約	施行令第 167 条の 17	
公の施設関係	公の施設の設置及びその管理に関する事項	第 244 条の 2 第 1 項	公の施設の廃止も条例の改正・廃止による特に重要な公の施設の廃止は第 244 条の第 2 項により出席議員の 3 分の 2 以上の同意が必要
	議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を要する重要な公の施設とその長期かつ独占的な利用	第 244 条の 2 第 2 項	
	指定管理者の指定とそれによる管理	第 244 条の 2 第 3 項	
	指定管理者が定める利用料金	第 244 条の 2 第 9 項	
事務処理特例関係	都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすること	第 252 条の 17 の 2 第 1 項	条例による事務処理特例 都道府県の条例
指定都市関係	指定都市の区の設置と区の事務所・出張所の設置等	第 252 条の 20 第 1 項・第 2 項	指定都市の条例
	指定都市の区地域協議会の設置等	第 252 条の 20 第 7 項・第 8 項	指定都市の条例
	指定都市の総合区の設置、総合区の事務所・出張所の設置等、総合区長の執行事務、区地域協議会の設置等	第 252 条の 20 の 2 第 1 項・第 2 項・第 8 項・第 13 項	指定都市の条例
	食品衛生に関する指定都市の区域における公衆衛生上必要な制限を付加する基準	施行令第 174 条の 34 第 2 項	指定都市の条例
	地方精神保健福祉審議会又は精神医療審査会の設置	施行令第 174 条の 36 第 2 項	指定都市の条例

外部監査 関係	契約に基づく監査を受けること	第 252 条の 36 第 2 項	包括外部監査契約 指定都市・中核市以外 の市・町村の条例
	財政的援助団体等の出納その他の事務 執行等に関する包括外部監査人による 監査	第 252 条の 37 第 4 項	
	事務監査請求に係る個別外部監査の導 入	第 252 条の 39 第 1 項	
	議会からの請求に係る個別外部監査の 導入	第 252 条の 40 第 1 項	
	長からの要求に係る個別外部監査の導 入	第 252 条の 41 第 1 項	
	財政的援助を与えているもの等に関す る長からの要求に係る個別外部監査の 導入	第 252 条の 42 第 1 項	
	住民監査請求に係る個別外部監査の導 入	第 252 条の 43 第 1 項	
特別地方 公共団体 関係	特別区財政調整交付金	第 282 条第 1 項 施行令 210 条の 10	都の条例
	都道府県の執行機関の権限の広域連合 による処理	第 291 条の 2 第 2 項	都道府県の条例
	財産区の議会又は総会の設置	第 295 条	都道府県知事が市区 町村の条例を設定
	財産区管理会の設置	第 296 条の 2 第 1 項	財産区の議会又は総 会を設ける場合は設 置不可
	財産区の財産・公の施設の管理処分又 は廃止で重要なもの	第 296 条の 3 第 1 項	市区町村の条例
	財産区管理会に関する事項	第 296 条の 4 第 1 項	市区町村の条例
	市区町村の廃置分合等の場合に財産処 分の協議により設けた財産区に関する 協議の変更	第 296 条の 4 第 2 項	市区町村の条例
	財産区に関する特別の定め	施行令 222 条	市区町村の条例